

市民文教委員会会議録

平成22年7月2日（木）

（開 会） 10：00

（閉 会） 12：16

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第63号 平成22年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長。

おはようございます。「議案第63号 平成22年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。平成22年度飯塚市一般会計・特別会計補正予算書の29ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2342万5千円と定めるものでございます。その主な内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、32ページをお願いいたします。まず歳出からご説明いたします。1款1項2目施設管理費につきまして、施設の高圧設備の老朽化による改修工事費として1100万円を計上いたしております。これに伴いまして、余剰金として積み立てを予定しておりました汚水処理施設整備基金積立金318万7千円につきましては、減額補正することといたしております。また、歳入につきましては高圧設備改修工事に伴う財源不足を補うため4款1項1目汚水処理施設整備基金繰入金として、基金からの繰入金781万3千円を計上いたしております。以上簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 平成22年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 平成22年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長。

「議案第64号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計補正に（第1号）」についてご説明いたします。補正予算書の33ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ1390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1375万6千円とするものであります。36ページをお願いいたします。事項別明細書により、歳出のほうからご説明いたします。今回、補正予算として計上いたしました伊岐須小学校給食調理室新設事業費1390万円は自校式調理場の建設に関する予算であり、調理場設計委託料1069万円、地質調査委託料290万円、建築確認申請手数料31万円を含むものであります。今回計画をしております伊岐須小学校の自校式の調理場の概要は、児童数約750名に対応するため、1日あたり800食が調理可能な能力といたします。調理上の面積を約430平米程度としております。面積につきましては、設計の過程で若干変更が生じるも

のと考えられます。また、食物アレルギーのある児童に対し、個別に対応できるよう除去食を調理するための設備を備えます。本年度は実施設計、平成23年度に建築し、平成24年4月の使用開始を予定しております。次に歳入でございますが、平成22年度当初予算に計上しておりました、颯田小中一貫校の基本設計に関する予算1460万円に1320万円を増額し、学校給食施設整備事業債を2780万円として増額し歳入予算とするものであります。この学校給食整備事業債は、充当率95%の合併特例債を充てるもので、歳出予算額1390万円の約95%に当たる1320万円を市債で賄い、不足いたします70万円を一般会計から繰入金として繰り入れるため、一般会計繰入金を当初予算額の5億7937万6千円から70万円を増額計上して、5億8007万6千円とするものであります。以上簡単であります、学校給食事業特別会計の補正予算にかかわる説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

一点聞かせていただきます。伊岐須小学校給食調理室新設工事設計委託料で上がってますが、この設計委託は市内業者でやられるおつもりでしょうか。市外業者に発注される予定でしょうか。

○教育施設課長

設計委託業者につきましては、議決いただきまして、契約課のほうと協議いたしまして決定したいと思っております。

○瀬戸委員

だから、市内に出すか市外に出すかぐらい決まっているでしょ。結局ね、調理場をやったことがあるかないか、の設計会社が飯塚市内にいいのかないのか、その辺も大きな要因の1つになると思うんですけど、先日、ちょっとずれますけど、颯田小中一貫校で市外業者に発注をされております。基本設計をです。当然市内業者にいないということで発注をされたと思うんですが、今回伊岐須小学校の調理室が出ております。これも市内にやったところがなければ、市外業者と、やったところがあれば市内業者という形なるんですか。

○教育施設課長

現在、大規模改造工事におきましてもエレベーター工事とか、それから太陽光発電の工事を行っております。これにつきましては、飯塚市で実績のあるなしにかかわらず、市内業者のほうに発注いたしております。そういうこと含めまして、今後協議して決定いたしたいと思っております。

○瀬戸委員

いやあのね、私が言いたいのは、この間ちょっとね、これ話したら、あなたは市内業者に出すと言われていないですか。ここで答えられないの。どうですか。

○教育施設課長

確かに設計業者が来られまして、私の個人的な意見といいますか、これは市内業者に発注ではなかろうかということは申しております。ただ、その場でこれは市内業者に発注するとかしないとかいうことは申しておりません。

○瀬戸委員

業者に発注するじゃなかろうかと言ったら、言ったことと一緒にしようも。今はまだ決まっていなくて、それはそうでしょう、契約課とかね、いろんなところで話をしなくちゃいけない。やっぱしね、今仕事が少ない中、市内業者に、今まで耐震でも、今言われたように市内業者に出してきているでしょ。出来なくても、例えば、整合性が取れるようなやり方をやってもらえないといけないんですよ。例えば、今言った小中一貫校は経験がないから大手さん出すと、基本設計は。実施設計が今度始まりますよ。実施設計が始まったときに、基本設計があればどこ

でもできるんですよ、市内業者でも。そしたら、市内業者に仕事をつくるためにベンチャーを組んでやるとか、例えばこの調理場でもね、市内業者を調べてみると12社のうち4社やったところがあるんですよ。そうすれば、その4社と市外業者でベンチャー組ませるとか、勉強させるためにさせるとか、いろんなその辺も考えてもらわなければ、これは契約課の話でしょ、課長が言うことではないよ。市内業者になるとか、市内業者にならんとか。個人的に。その辺はよく注意して進めてくださいよ。注意しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○永露委員

学校給食費ですね、今、確か児童生徒から徴収する分の給食費については、確かいわゆる実費負担ですか。材料費等の実費負担でやられておると聞いております。確かそうだと思うんですが、これは、例えば昨年度でも今年でもいいんですけども、年間として確か、5億円程度だというふうに聞いとるんですが、大まかな数字でいいんですが、どの程度今、予算になっておりますか。

○学校給食課長

小学校、中学校を合わせまして、約5億1千万円の賄い材料費でございます。

○永露委員

約5億円ですね。5億円というと、例えば今の児童手当があるんですけども、飯塚市の場合でその5億円を、例えば無料にすると。そしたら嬉しいんでしょうけどね。無料にするとすれば、今の児童手当ですね、これ関連内容であるんですけども、児童手当の、飯塚市の場合で一人幾ら分程度かかりますか。乳幼児から、0歳児から、もうもらえるでしょうが… すみません、そのとおりです、あなたの言うとおりです。子ども手当、子ども手当に換算して、例えば飯塚市の場合だと、一人どの程度の金額になるんですかね。それは分かるでしょ。今あなたが計算しているのは、児童生徒の数かけ13,000円とかいう計算、その計算を私はしているわけではないとですよ。

例えば、今の子ども手当は0歳から15歳までが該当しますね。この数が、例えば一人2,000円とか、例えばね、5億円になるにはこの掛け何千円かという話を聞いているんですよ… いいです、いいです。わからなくてもいいんですよ、というのが、子ども手当が今は現金給付されております。ことしは13,000円の。それはそれでいいです。

ただ、どうも話に聞きますと、来年度からこれの追加分は恐らく13,000円なんて追加になるはずはないと思うんです。何千円かの追加分になると思うんですよ、一人。ですから、いわゆるそれが現金給付じゃなくて、現物給付に今度はすると言っているんですよ。話に聞きますと、この現物給付を各自治体の自由裁量に任せてもらえれば一番いいんだけど、どうもそんなことをするつもりはないみたいです。例えば、保育所の待機児童解消のためとかいう、おそらく私の考えでは、そのためのいわゆる特目交付をすると思うんですよ。

ところが、飯塚市だけでないけども、他の市にとってもそうですけども、そういうことになってもメリットのない自治体が出てくるんです。飯塚市もそうだと思うんですよ。そのほとんどが大都市圏になると思うんです。小さな町、市ではそんなに待機児童とかいう数が、まあゼロとは言わないけれども、ほとんどいないんですよ。だから、そういう意味ではメリットがなくなる。飯塚市にとってもメリットがないんです。

だから、本当はこれ、市長にお願いしたかったんだけど、おそらく来年度の追加交付について、私はせいぜい5,000円位だと思う、追加交付が。でも5,000円だって飯塚市から行ったら、今でも13,000円の子ども手当でも大体15億円ぐらいあるでしょう。15億円ぐらいあるんですよ。ですから、5,000円の追加手当が来ても相当な金額は来るんですよ。計算上は。そしたら、そのうちの一部でも、来る金額の一部でも半分でもそれに使えれば、学

校給食は無料にできるんですよ。ただ、学校給食費だけをということでなくても、例えば子どもたちの医療の負担もしておるでしょう、これ小学校3年までですかね、これだって例えば小学生まで全部にできるとか、まだ他にも少人数学級のための負担は充当できるとか。

ですから、子どもに対する手当てというのはたくさんできるんですよ、その追加分で。今の13,000円を削れということは言っていないんですよ。来年度、間違いなく追加が来ますから。ところが今の状態ですと、これが使えないということになりうる可能性が強いんですよ、飯塚市にとって。ですから市長に今日いてほしかったんですけども、もうすぐ来年度の予算が、追加手当が必ずありますので、追加手当の使い道を各自治体の自由裁量に任せてもらうような働きかけをぜひやっていただけないですか。副市長しかおらんけどもどうですか。

○副市長

言われる趣旨はよくわかります。ただいま言われているように自治体の裁量に任せてくれと、してもらうのは確かにありがたいですけど、もともと子ども手当の支給の趣旨からいいますと、それが自治体に配分されるのかなという危惧はあります。ただ、そういうものがあれば今言われるように医療費とか、たとえば年齢によっては保育所をその分安くするとかですね、いろんなことが考えられると思います。それでこれは確かに言われるように、自治体裁量に任せてもらえればいろんな施策が打たれますので、そういうことについては、ぜひですね、そういう方向で、もし可能であれば、そういうことは考えていきたいというふうに思っております。

○永露委員

可能であればということではなくて、そういう制度に国のほうに働きかけをしていただきたいとおそらくしないと思う、今民主党政権は、どうもそんなふうじゃないみたい。ですから、そういうことができるような予算組みを、何らかの形でそういうもろもろの子どもにとって使えるものにできるように働きかけをぜひ、例えば市長会とか関係6団体とかありましようから、そういうところでぜひ強く働きかけをしてほしいということを永露が言いよったということを市長に言ってください、いかがですか。

○副市長

それは十分私でも理解できておりますので、そういう方向で取組みたいというふうに思っております。

○松本委員

今の関連で党の話が出ましたので、私どももこの給食費については、未納の部分です、各自治体大変苦労してるということを申し上げております。何らかの形で個人給付、もちろんそれも大変ありがたいんですが、そういった部分でできないのかということをお県のほうにも申し上げていますので、ただ、自治体の皆さん方が、いや、それはなんごとやろかと、できないんじゃないかというようなことでは、これは進まないんですよ。それでぜひそこら辺を吸い上げられる状況下にはあります。確かに、うちだけがどうのこうのという話ではないと思いますので、ただ、この給食費の未納についてはですね、どこも苦慮をしているというのがあるわけですから、党のほうもそういったことについての、あれは十分持ち合わせていると思いますので、その、手続上大変難しい部分があるのかもしれませんが、それは党としても一番有意義なところに使っていただきたいというふうに、私どもも思っていますので、ぜひ執行部の皆さん方もその部分で考え方を、私も申し上げた経緯がございます、このことについては、やっぱり飯塚市もそういうふうな取り組みをしないといけないんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第71号 飯塚市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民活動推進課長

「議案第71号 飯塚市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をいたします。議案書の34ページをご覧ください。この条例の改正は合併前に制定されておりました、そして、合併後に引き継がれました飯塚市に違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正するものでございます。

この条例の第1条に目的といたしまして、道路が公共の施設として、一般交通に使用されることを確保し、市民の安全で快適な生活を保持することをその目的としております。第2条には用語の定義があります。第3条から第10条までには市の責務、市民の責務、事業者の責務、防止の重点地域、その他この条例に必要な事項を定めております。

今回改正につきましては、既に皆様にお渡しさせていただいております別紙資料をご覧ください。別紙資料の表にございます右と左が分かれておりますページのほうでございます。このページにありますように、平成21年4月24日に公布されました道路交通法の一部を改正する法律が平成22年、今年でございますが4月19日に施行されまして高齢運転者等の専用駐車区間制度が導入されたことに伴いまして、この条例の第2条と第2条の定義とその中の違法駐車等及び駐車施設の用語を追加するものでございます。

議案書の35ページをご覧ください。そこにその内容は既にご説明しておりますので、その内容につきましては省略をさせていただきます。

ご説明をいたしましたように、今回の条例改正は資料の中の右見出し、この2つに分かれておる分の裏面でございます。裏面の資料の中に、両方右左のページが続いたものでございますが、高齢運転者等専用駐車区間制度とはというふうにご説明しているページでございますが、高齢者、高齢運転者が日常生活においてよく利用する官公庁や病院、郵便局、銀行、福祉施設等に十分な駐車施設がない場合に、その施設の周辺道路に専用の駐車ができる駐車区間、もしくは時間制限駐車区間を設けまして、専用の標識を表示することによって駐車可能になる制度ができたためのものでございます。また同資料の上部、上のほうをご覧ください。この駐車区間の利用者につきましては、70歳以上の高齢者、身体障がい者、聴覚障がい者、妊娠中または出産後8週間以内の方が対象となります。資料の裏面の上部、またもう一度裏面をご覧ください。右左が分かれておりますページのほうでございます。駐車場所、この制度を利用される場合は専用の駐車標章が必要となり、専用区間に駐車する場合にはフロントガラスの内側に掲示する必要があります。標章の申請の窓口は、住所地を所管する警察署で費用は無料でございます。なお現時点では、飯塚市内に今ご説明をいたしました高齢者、高齢運転等の専用区間を含むこの制度の導入設置の予定はございません。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 飯塚市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飛灰(集塵灰)について」報告を求めます。

○環境施設課長

「飛灰・集塵灰について」ご報告申し上げます。現在飛灰につきましては、薬剤処理による無害化処理後、セメント化を行い、クリーンセンターの最終処分場で埋め立てを行っております。しかし、平成22年3月末の埋立率が約62.15%になっており、このまま埋立するとあと、約6年から7年程度でいっぱいになるということが予想されます。そのために新たな最終処分場の建設か、外部への処理を委託することが必要となりますことから、環境施設課で可能な調査検討をいたしておるところでございます。新たな最終処分地につきましては、まず候補地となる地元の同意を得なければなりません。その上で、用地や道路の確保、施設建設などを含めまして、多大な経費がかかる上、長期にわたる維持管理が必要であると。

次に埋め立て以外の処理につきましては、セメント原料にする方法と山元還元という聞きなれない言葉でございますが、方法がございます。セメント原料の方法につきましては、清掃工場の飛灰を他のセメント原料に混ぜまして、セメントを作る方法でございます。山元還元とは、廃棄物を精錬所に戻して原料化するという事なんですが、飛灰を精錬いたしまして、亜鉛、銅、鉛を抽出し、再資源化をする方法でございます。今回山元還元につきまして、本年5月26日から27日にかけて、大牟田市の三池精錬の協力を得られたことから、その有効性を確認するためテスト処理を行っております。

今後、これらをもとに更に検討を重ね、飛灰の処理方法について方向性を定めなければならないというふうに考えております。以上報告終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

今飯塚市の管理型のほうが6、7年で満タンになると。それで管理型の用地を模索している、つくするのか、それか今言われた二つの処理方法があると。そうすると当然費用の問題が絡んでくると思うんですが、それはどのやり方が一番安くできると検討してあるんですか。

○環境施設課長

基本的に費用の面につきましても、まだ今後さらに検討重ねた中で、費用対効果ということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○松本委員

この飛灰が満タンになるというのを清掃工場ができる時に計画を立てていたと思うんですね。これはだいたいどれくらいという計画を立てとったんですか。

○環境施設課長

通常、整備計画で申しますと約15年になっております。ただ、それぞれですね、ごみの受け入れ処理料等ございますが、今現在約ですね、あと6、7年程度で最終処分場が満杯になるという状況でございます。

○松本委員

ということですよ、ある程度の水準というか、ということなんですかね。結局、飯塚市の分別に関係をしてくる部分が出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどんなふうな考え方してありますか。

○環境施設課長

クリーンセンターが平成10年に稼働いたしまして、その当時、要するに4分別から7分別に変えております。収集体制を変えております。基本的にはごみ減量化をしながら、最終処分場の問題というのは、これは飯塚市だけの問題、どこの自治体でも問題は抱えております。長く持たせるために一つの方法として、全体のごみの減量化ということも市民のみなさま方にご協力を得ながら推進していきたいというふうに考えております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市立穎田中学校校舎敷地の所有権移転登記の時効取得について」報告を求めます。

○教育施設課長

飯塚市立穎田中学校校舎敷地の所有権移転登記の時効取得について所有権移転登記が完了いたしましたのでご報告いたします。本件は平成21年第4回飯塚市議会定例会において訴えの提起について議決いただき、時効取得による所有権移転登記の手続きを求める訴訟を起こし、このほど所有権移転登記が完了したものです。当該物件は飯塚市鹿毛馬1667番地3。地目が学校用地、地積が1,200平米、これは個人名義の持ち分は6分の1であり、原告が飯塚市、被告が故井手口刃之助相続人の久保ミチ子外40名でございます。所有権移転登記完了までの経緯といたしましては、平成21年11月12日に本請求のため裁判所に訴訟を起こし、平成22年2月19日に第1回口頭弁論があり、異議申し立てを行う被告の出頭、および準備書面の提出もなく口頭弁論を終結し、同年2月26日に第2回口頭弁論が行われ、原告請求の任用の判決があり、同年3月26日に判決が確定したものでございます。その後、所有権移転登記の手続きを行い、平成22年5月21日に所有権移転登記が完了したものでございます。以上簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画（素案）について」報告を求めます。

○学校施設等再編整備対策室主幹

先月6月9日に開催されました教育委員会会議におきまして、承認決定されました飯塚市立小学校中学校再編整備計画素案についてご報告申し上げます。

計画素案の1ページをお願いいたします。前文といたしまして、現在の小中学校で現状や課題を述べ、計画素案の対応を記載しております。次に、小学校の再編整備に係る基本方針でございます。1.平成22年度当初において、各学年1学級以下で、今後も1学年1学級または複式学級による学級編制が継続すると推計される学校については、隣接校との再編統合を原則とするが、現状によっては一定条件を付して存続させるものとする。この場合、一定条件満たさなくなった場合は再編統合を行うものとする。2.再編統合の実施時期については、保護者、学校、教育関係者、地域住民、関係団体等と協議し教育委員会での再編統合の決定後から統合に係る必要な施設整備やその他準備のための一定期間を経た次年度とする。3.再編整備を検討する上では、今後、小中一貫教育を実施することを念頭に置き、施設一体型とするか、施設は別の連携型にするかの決定は、中学校の再編整備計画や地理的關係等を考慮しながら行うも

のとする。2ページをお願いします。4. 統合は、原則吸収統合（片寄せ）とするが、統合後の学校名は保護者、学校教育関係者、地域住民、関係団体等との協議、検討の上決定を行うものとする。5. 吸収統合側の学校につきましては、統合時までに必要な教室等の増築、大規模改造、耐震補強工事等を実施する。6. 統合に当たっては適切な通学区域の見直しを行うとともに、統合により通学距離が一定距離以上になる場合は、飯塚市立学校通学区域審議会に諮問し答申を踏まえ、隣接校も選択できる制度（隣接区域選択制度）の検討を行うものとするとしております。

次に、学校別の具体的な計画素案でございます。まず、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画において、すでに存続を決定した小学校をまず掲げております。立岩小学校、伊岐須小学校、庄内小学校、上穂波小学校、大分小学校でございます。②に本素案において単独校として存続を決定する小学校として鯉田小学校、飯塚東小学校、飯塚小学校、片島小学校、若菜小学校、椋本小学校としております。ただし、存続を決定している小学校につきましても今後耐用年数等がございますので、その他に隣接する学校の再編整備計画等に合わせまして、新たに検討を加えるものとしております。

3ページをお願いします。ここでは先ほど基本方針のところで述べましたが、特に条件を付して現在地に存続させる小学校といたしまして、菰田小学校、内野小学校、高田小学校としております。条件につきましては、それぞれの小学校について地理的要件や地域的要件等が異なりますので、今後決定していくものといたしております。またこの付した条件を満たさなくなった場合につきましては、隣接校との再編整備を行うものとしております。次に括弧3でございます。現在地または新築移転し施設一体型の小中一貫教育校として存続または統合させる小学校としております。①で鯉田小学校でございます。これは現在市において鯉田中学校と施設一体型の小中一貫教育校を建設するようにしております。

次に、本素案におきまして、小中一貫教育校と決定する小学校でございますが、4ページをお願いします。幸袋小学校、目尾小学校でございます。これは幸袋中学校の小中一貫教育校を設置するというふうにしてしております。場所につきましては、現在の幸袋小、中学校地もしくは適切な土地を検討したいというふうにしてしております。次に蓮台寺小学校、潤野小学校、八木山小学校でございます。これは鎮西中学校との小中一貫教育校を設置することにしてしております。なお鎮西中学校につきましては、第1次実施計画におきまして、移転も検討しているということにしてしておりますことから、その理由としましては中学校敷地が狭小で中学校の学校運営に支障をきたしているということでございますし、今回あげてます蓮台寺、潤野、八木山小学校につきましても敷地的な問題等でその土地に建設することが困難と見込まれることから、適材地があれば移設して設置するものとしております。

5ページをお願いします。樂市小学校、平恒小学校でございます。これにつきましては、穂波東中学校との小中一貫教育校を設置することとしております。ここの両小学校及び中学校につきましては、穂波東中学校につきましては、ご存じのことと思いますが、地形、面積、形状的にそこでの建て替えが困難なことから、樂市小学校もしくは平恒小学校もしくは適地に小中一貫教育校を設置するものとしております。以上の小中一貫教育校につきましては、鯉田小中学校につきましては平成25年度開校をめどに、他の3小中一貫教育校につきましては、平成28年の開校をめどといたしているところでございます。

次に、中学校でございます。基本方針を掲げておりますが、これは小学校と同様でございますので省略させていただきます。

6ページをお願いします。中学校の具体的な計画素案でございます。小学校と同様に、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画において既に存続を決定している中学校でございます。二瀬中学校、穂波西中学校、筑穂中学校、庄内中学校。これに加えまして、本素案において単独校として存続を決定する中学校として、飯塚第二中学校といたしております。

7ページをお願いします。7ページ括弧2、再編統合の検討が必要であるが、条件整備が整うまで現在地で存続させる中学校として、飯塚第三中学校を掲げております。この文章にも書いておりますが、飯塚第三中学校につきましては生徒数が少なく、授業や部活動等にも一部支障をきたしていることもありまして、教育委員会といたしましては、隣接校との統合を検討いたしましたが、統合する先の学校、例えばここにも書いておりますが、隣接しているだけでいいますと、幸袋中学校、飯塚第二中学校、庄内中学校、飯塚第一中学校がございまして、いずれも諸条件が整わず、すぐに統合することは困難と考えたことから、その諸条件が整うまでは現在地に存続させるものとしたものでございます。次に、現在地において隣接校を統合して存続させる中学校として、飯塚第一中学校を掲げております。8ページをお願いします。8ページにおきまして、隣接校と統合し、廃止する中学校として今申し上げました菰田中学校と飯塚第一中学校を統合するものとしております。統合する期限としましては、平成25年度までに統合するものとしております。次に括弧5でございまして、これは先ほどの小学校の説明と重複しますので、学校名だけを述べさせていただきます。小中一貫教育校として存続させる学校として颯田中学校、鎮西中学校、9ページでございまして、幸袋中学校、穂波東中学校といたしております。

10ページをお願いします。10ページに通学区域について述べております。ここで基本方針を定めておりますので読ませていただきます。基本方針、括弧1、中学校の通学区域内の小学校通学区域は分割せず、学校選択制度の適用のない限り同一中学校を指定就学校とする。括弧2、通学区域境の地域は相互に就学校を選択できる制度、隣接区域選択制度の採用を検討する。11ページでございまして、括弧3、現在の通学区域を基本とするが、学校の規模、生徒数の平準化を図るために旧地域コミュニティにこだわらない通学区域の設定も検討する。括弧4、施設一体型小中一貫教育校については、自由選択制度の対象校とし、今後全地域自由選択制度の導入を検討課題とする。なお通学区域の実際の決定につきましては、飯塚市立通学区域審議会に諮り決定するものとしてしております。次に通学方法でございまして、通学方法につきましては、統廃合により一定以上通学距離が伸びる区域につきましては、スクールバスの運行、路線バスがある場合は路線バスの定期補助、その他現在運行していますコミュニティバス等の利用も検討するものとしております。

最後に学校跡地の利用でございまして、これにつきましては教育委員会としては財産処分の権限はございませんが、学校の統廃合を検討する上で必要な問題ととらえまして、ここに記載させていただいております。再編統合により廃校となる学校の校舎、校舎数については売却を原則とするが、地域の意見も十分聞いた上で有効活用も検討するものとしております。

最後12ページでございまして、12ページにはおわりにということで、この素案が今後どのように、今後市として策定される公共施設のあり方に関する第2次実施計画につながっていくか、この素案を策定する上での理念等を記載しております。

以上が計画素案の概要でございまして、なお今後のスケジュールにつきましては、現在会場の確保等の作業を行っており、まだ確定はいたしておりませんが、各中学校区で本素案に対するご意見をお聞きし、教育委員会として小中学校の再編整備計画を策定することといたします。また説明会の日程が決定しましたら、本委員会の皆様にお知らせしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございまして。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永露委員

まずですね、今回いただきました市立小中学校再編整備計画で、括弧書きして素案とあるんですね。まず素案とはなんですか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

先ほどちょっと説明の中にも触れさせていただきましたが、今後各中学校区単位及び必要であれば小さな単位でも説明会を実施しますが、そこでご意見をいただくためのいわゆるたたき台というふうな考えを持っております。

○永露委員

そうしますと素案がいつの時か案になるんですか。ですね。そして素案、案、そして括弧書きが消えるというスケジュールなるわけでしょ。その流れをちょっと説明してください。

○学校施設等再編整備対策室主幹

今説明したたとおりでございますが、今後各校区に参りまして説明会を実施し、そこでの意見等及び今現在既に市民の意見募集を各公共施設等にもお願いしまして、またホームページ上でもお願いしまして、実施しているところでございますが、その辺の意見も加えまして再度教育委員会に諮りまして、案として決定することとなると思います。その後先ほども言いましたが、公共施設等のあり方に関する第2次実施計画、市として策定する分がございまして、その案を持ち上げまして、市としてそういう計画が確定されていくものというふうに考えております。

○永露委員

もともとこの素案という言葉があるんですかね。あるんですか。通常語として使っているだけじゃないんですか。調べたことないんですね。便宜上つくつとるだけじゃないんですか、と思うんです、その通りなんです。ないんです。ないものをあなた方は使っているだけです。本当ですよ。それで、もともとの、何でおまえそこにこだわるのかという顔をしてあるけどね、もともとこれは教育委員会に提出したものがあつたわけでしょ。去年の9月ごろにあらかたの概要を教育委員会に提出して、それを審議していただいとるわけでしょ。それはおそらく去年の9月ですよ。その中でいろいろ説明をし協議もし、アンケート調査もしなくちゃならないということで、アンケート調査を受けて、また再度教育委員会等で協議をして、そして6月9日にそれが決定されたわけですよ。

ならば6月9日に教育委員会で決定されたのちは、はっきり言ったらこれは案になるんですよ。そげなことどげでもいいじゃないかという思いもありましようけども、私はすぐこだわるんですよ。案になるんですよ、これは。いつまでも素案じゃないんです。私たちはこの場合は報告事項なんですよ。報告で受け取るだけなんです。ご存知のように報告というのは言いっ放し、聞きっぱなしなんです。言いたいことだけ言いやがれと。時間がたったら終ると。という場なんです、極端に言えば。聞こうが聞まいが皆さん方の勝手というものなんです。今我々が時間をいただいとるのは、基本的にこの学校再編というものは、これは学校教育の根幹をなすものでしょ。違いますか、部長。部長答えてください。学校再編の意義は何ですか。だれのために、何のためにやるものですか。

○教育部長

質問者言われるように、学校再編というのはすべての子どもたちにとって教育環境を整えるというか、いわゆる子どもたちのためにやるものが学校再編というふうに質問者の言われるとおり考えております。

○永露委員

同じですね。そのとおりなんです。ですから、私どもも、各委員も大いに関心を持ってこのことに関わっていこうとしておると思いますよ、皆さん方。おそらく議員さんもみんな。それほど大事なこの学校再編というものが、非常に大事な重要なものなんです。ですが我々に与えられた場合は、言いたいことがあるなら聞いておきましょうというだけなんです。このまま続くと確定するまでそういう形でやっつけられるつもりですか。言いたいことがあるなら聞きましょうと言うだけで最後まで行くつもりですか。課長が答えますか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

大変失礼しました。今回開会中の当委員会でございましたので、報告という形をとらせていただいております。それで、今後閉会中の市民文教委員会等におきまして、またいろんなご意見等を伺いたいというふうな考えでおります。

○永露委員

ですから、それも報告ですか。だから、例えば極端に言えばこの所管の文教委員会が学校再編という教育の根幹にかかわる問題にどのような形でかかわれるのですか。どのような形で意見を言うだけですか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

先ほども申しましたように、閉会中の委員会で教育行政について等の中で議論いただけるものと考えております。その中で、その統廃合等の決定をするということ自体については、なかなか困難だと思っておりますが、いろいろご意見を伺った中で、再度その意見も踏まえまして教育委員会会議に諮り計画を策定していきたいというふうに考えます。

○永露委員

例えばどういう場でもいいでしょう。私どもが教育に関しての意見を申し述べ、議論をする、そのことが例えば反映されるとするならばいいでしょう。でも私はおそらく、これ素案になっていきますけどね、この素案のまま行ってしまうですよ。行ってしまうと思う。大幅な考え方の改造なんてないです。多少の変更あっても、基本的なものは変わらずこれでいくと思うんです。と思いますよ、私は。教育委員会という公的な立場の中で、これは議案として、報告事項じゃないでしょうが、これは議案第41号かね。議案として正式に出されて決定をされたものでしょう。そんな簡単なものじゃないですよ、重いですよ。はっきり言って私どもは、例えばこの内容について、小中一貫校なんていうことに対して私は大賛成です。大賛成ですけども、まだいろんな問題があるんです。だから、できるならばそこは変えていただきたいとかね、こういうふうにしていきたいとかいうことは言えますけれども、言うだけで終わるんですよ。これを最終的に決定するのはだれですか。この括弧書きが消えるところは、どこでだれが決めるんですか。括弧書きを外すんですか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

先ほどから申し述べておりますが、学校の再編整備に関するソフト的な権限は教育委員会にございます。ただし、この権限につきましても当然新設するとか、土地を取得するとか、もしくは土地を売却するとかいう権限は市長にしかございませぬので、当然のことながら今後市長部局とも十分協議いたしながら、この素案については教育委員会としては教育委員会会議で決定するものと考えております。

○永露委員

そうなんですよね。それは法律で定められておるんですよ。法律で。教育委員会の所管事務として、所管事項として、職務権限としてこういうことがこの学校の新設、廃止とかいうことについての権限は教育委員会に属しておるんです。ですから、それはわかっておりますよ、わかっておりますけどね、だからといってこの所管の委員会でただ意見だけ言えというだけでは、だから最初に申し上げましたでしょ、学校再編というのはこの教育の根幹になるものだと。ですから我々がどのような形で関われるんですかと。現状のままでは関われんでしょうが。こうやって時間をかけて言うだけですよ。皆さん方は聞くだけですよ。それで先ほど課長ね、教育委員会は財布を持っていませんから、だから計画とかそういうものだけしかできませんけども、それは先ほど言ったように、具体的に、それが例えば市長サイドで予算を付けて出されたときにそこで反映されるというけど、だから言うておるでしょ、もともと少なくとも私は小中一貫校に大賛成なんです。だからそのような形で出てきたものについて反対のしようがないじゃないですか。大賛成なんです。でももっとやるべきものはあるんじゃないですかというものは、何もその場で出てこんでしようが。言われんでしょうが。言われるのはこの学校をつくり

ます。いかがですかというだけでしょう。それは賛成です。それについてのなんの文句もないんですから。でもこの学校再編というね、全体のものに対して変えるべきものがあるというふうに私思っておるんです、まだ。でもそれは何の反映もされんでしょ。それは教育委員会決めることですから。でも元々のこの案の内容はあなた方が作ったんじゃないですか。違いますか。決めたのは教育委員会やろうも。事務局が作ったんでしょ。作成したもんじゃないんですか。だからこの計画を立案したあなた方のいわゆる教育委員会事務局の考えですね、これは。でしょ。違うんですか。だれがつくったんですか、これは。もともとの案も含めて。

○学校施設等再編整備対策室主幹

先ほど質問委員も言われましたように、昨年9月に再編整備を検討する上で必要な各施設の建設年度や今後の児童生徒の数の将来推計や位置的な問題、その学校の成り立ち、沿革、統廃合の歴史、その他部活動の活動状況等必要と思われるすべての資料を9月に差し上げまして、その後検討を加えさせていただいております。その中でやはり学校数も小学校は22校、中学校12校と多いことから何らかの本当の叩き台、ここここは近いですよとかいうような形のたたき台をお示しして議論をずっと頂いたところでございます。その中で本会議でも一般質問等でもお答えしましたが、アンケート調査を行う必要があるということで本年2月に実施して、その意見等も踏まえまして、今年4月、5月、6月と検討いただいてこの素案ができ上がったというものでございます。よろしく申し上げます。

○永露委員

違う視点からお尋ねいたしますが、例えばこれが素案であれ、案であれいいです。例えばこの内容について私どもが修正をしたいと思ってもできますか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

この素案につきましては、先ほどもご説明しましたが、今後学校校区の説明会や市民意見募集の意見も踏まえ、当然のことながら今までも言い続けてきていますが、議会サイドのご意見も伺いまして最終的に計画として成り立って行くというふうに考えております。それで教育委員会会議におきましても、例えば所管の委員会のほうからこういうご意見が出ましたとかいう報告も随時行っておりますので、反映されていくものと考えています。

○永露委員

これから7月ですか、7月いっぱいかけて、来月いっぱい中学校区を中心に再編に関係するところで説明会を開かれる。それはそれでいいんですけども、おそらくこの内容だとそんなに声を上げて反対するところないんです。いいとこばかり作ったんですから。ないですよ。だから例えば学校間で純粋に統廃合をしたなんていうのは、一中と菰中だけでしょう。だけなんです。菰中にとって、一中と一緒になるということは反対しないんです。だから一緒にしたんじゃないですか。だから、どこからも大きな反対が出ないような形でこの案がまとめられているだけなんです。だから、説明会を時間かけてやってもそんなに大きな反対はでないですよ、これは。そんなデメリットは抱えていない、この案は。

それで少し具体的に入りますが、一番気になったのが、この中で一番読んでいて気になったのが菰田です。菰田中学校は一中とくっつけましょうと。立派なもんですよ、いいですよそれで。だれも反対しないです。ただし菰田中学校を合併するというのは、単独校だけでは大きなマイナスの点があるからということでしょう。だから統廃合せるということなんですよ。それは、この中学校の子どもたちにとって教育上プラスでないからということなんですよ。でしょう、教育長。だから一緒にするんでしょ。だからそこには、いいですよ、教育長も言われるように終わりにというね。後からくっつけたおわりにという、初めはなかったんでしょ、これが。初めも終わりにも。なかったんですよ。後からくっつけたんでしょ。はいって言うてくださいよ。そうでしょうも。あとからくっつけたものなんですよ。ただし、この終わりに、1つだけ褒めておきますね、このおわりにの最後の文章ですね。4行。すばらしいです

ね。これは誰が考えたかなと、もちろん事務局のだれかでしょうけどね。これは片峯先生が考えたんじゃないかなと思ったんですけどね。まさに本当に素晴らしい文章です。本当にいい文章ですよ。ここに片峯先生も就任のときに言われた子どもたちのためにという気持ちが表現されておるんですよ。これだけでいいんです。学校再編は何のために、だれのためにするのかという気持ちがこの4行にまさに表れておるんですよ。だから子どもたちのためにでしょ、部長そうでしょ。子どもたちのために学校再編をやるんです。ところが、その趣旨に立って中学校はいいです、それで。何で小学校だけ残すんですか。菰田小学校は。菰田小学校も中学校も同じじゃないですか。条件違いますか。今の菰田小学校の状態が子どもたちのために大きなマイナスを抱えてないんですか。ないならないとだれか言ってくださいよ。

○教育長

今お尋ねの菰田小学校、それから案の中に入れております高田小学校や内野小学校、そして違った形での再編となりますが八木山小学校。これらの学校の是非について、このことが教育委員会会議の中でも一番大きな論点でございました。教育委員の皆さんももちろんそれぞれの学校を機会があるごとに授業の様子や体育会の様子など、見学に行かれて、そしてどうあるべきかというを検討をしてくださったところでございます。2点でございます。1点は中学校に比べ、小学校はあの規模の人数でも子どもたちの自立を考えたとき、中学校に比べですよ、大きな教育的障害は少ないということが1つ。もう1点が少人数ではあり、その今言いました4校の中には複式学級のところもあります、その複式であるデメリットを乗り越えようとして、学校や保護者、地域が1つになって取り組んでいました。現時点で地域とともに教育活動を展開できている学校をこの時期に廃校としてしまうことは、子どもたちの教育、そして地域の教育のためにもよくないという判断をいたしました。そのような理由から菰田小学校は現状ではそのまま存続という考え方となった次第でございます。

○永露委員

片峯先生としては、非常に説得力が弱い。いつもの先生ではない。もっと自身をもって普通は言われる。そこに少し後ろめたさがあるんですよ。今1つだけ極端な例を挙げましたけど、まだ基本的にいっぱいあるんです。いっぱいあるけども、これももう私も言いながら虚しくなるんです。聞くだけ。先ほど私は小中一貫校については大賛成だと、私が言っている小中一貫校というのは一体型という前提のもとで申し上げております。小中一貫校は大賛成なんです。今回颯田を含めて4校されます。それも例えば議案として出てくれば大賛成ですよ、もろ手あげて賛成しますよ。基本的に思うのが皆さん方常に言われる。教育長をはじめ課長もすべて、部長も皆さんに言われる。教育一貫校はすばらしいと。いいものだ。西課長に至っては夢があるという表現をされます。されておりますね、教育員会で夢があると。子どもたちに夢を与える。大人じゃないですよ、大人はどうでもいいんです。子どもたちにとって夢のあるすばらしいものだということを、皆さん方口をそろえて言われるんです。小中一貫校は。ですね。まだ実績もないんですけど。よそのとを見ても、よそのそういう実際にやられてるところを見ても、やはり子どもたちにとってこういう環境を与えることが、いいことだというふうに皆さん方も思っておりますし、私も思っております。

じゃあなんで4校だけですかと。4校だけですかということ言えば、おそらく教育長も課長も部長もいろんな問題点を挙げられるんです、そこそこの問題点が、地理的な問題、いろんな問題を挙げられます。何を言おうかわかります。聞かなくてもわかります。わかりますけどもそれ以上に、そんな些細ないろんな諸問題を乗り越えても、小中一貫校はいいものという確信があるんでしょう。西課長いかがですか。本当に、飯塚市でやろうとする小中一貫校というものは、もちろん一体型ですよ、小中一貫校というものは子どもたちにとっても教育にとっても、ひいてはこの飯塚市にとってもものすごいプラスになるもんなんです。それを何で全体でやろうとする発想がないんですか。細かいことを言ったら問題はありますよ、何かやろうと

すれば、改革しようと思えば。いろんな難しい問題を抱えておりますよ、それぞれに。しかし、それを乗り越えてもなおかついいものであるという認識はあるんでしょう。何でそれを活かさないんですか。私には言わせたら、この案をつくるときにまず、すべての飯塚市における学校を小中一貫校にするという発想から始めなければだめですよ。そういう発想を持ち得なかったんですか。どなたか答えてください。

○教育長

おっしゃるとおり小中連携教育からさらに1歩進んだ、小中一貫教育をこのような一体型でなくても市内全校において、既に実践をさせているということは、今質問議員がおっしゃったとおりでございます。そのことが、必ず教育的効果があるというように、いろんな仮説を立て、そして先進視察の例を見て10年後の飯塚の教育を向上させるという自信を持ってやっておりますので、市内12中学校区すべてが、より一貫教育が推進しやすい一体型となればという夢も持ちつつ、今回のような計画とした次第ではあります。

○永露委員

この一体型の小中一貫校については、この案の中にも述べられておりますが、今回残念ながらできなかった、残念ながら一貫校としてできなかったところについては、だいたい書いてあるんですね、将来的に。耐用年数とか、児童生徒の減少とか、いなくなるとか、複式学級がどうかこうとかいうときに再度考えましょう。小中一貫校の設置を含めて再度考えましょうと。どうでもいいような書き方なんです。

私がなぜそれを言うかというね、皆さん方この小中一貫校をすべて平成27年度に決めているでしょう。これ、大きな理由があるわけでしょう。平成27年度じゃないとだめな理由があるわけでしょう。ですから、先ほど耐用年数とか何とか言われたけど、これは20年も30年も先の話ですよ、みんな。そうでしょう。どこの学校もまだ耐用年数がくるのは20年、30年後先ですよ。ですから今の時期、いわゆる合併特例債のかかるとる平成27年度を逃して、先でそれをまた考えましょうと言ったって、できっこないですよ。不可能ですよ。そんな財政力は飯塚市にありませんよ。ですからあなた方も平成27年度にこだわっておるんでしょう。これが使えるときにやりましょうという。まだ444億あるでしょう、枠が。あるんですよ。444億あるんです。今年の今回の補正を入れても、まだ444億あるんですよ。平成27年度までにやろうとすればできるじゃないですか。合併特例債を使えば34%ぐらいで済むんでしょ。持ち出しは。

ところが、これが通常の学校建設になると、例えばあなた方がここで書かれているように、将来的にその時点で考えましょうなんて言って、その時点で新しい小中一貫校建てましょうなんて言って、どれだけ持ち出しがかかりますか。財政的に不可能でしょう。そんな状況は来ないんです、二度と。残念ながら。おいそれとできる話じゃないんですよ。そういう全体的なこと、教育のこと、子どもたちのこと、飯塚市の財政的なもの、もろもろ考えるならば何で平成27年度の期限までに飯塚市における小中一貫校を全部実施すると、できるならば実施したいんでしょ教育長。許されるなら実施したいんでしょ、すべてを小中一貫校に、という気持ちはないんですか。できるできないは別ですよ。あなたの気持ちとしてですよ。可能ならば、そういう一貫校をやりたいという気持ちを持っておられると思うんですが、いかがですか。

○教育長

先ほど説明をさせていただきましたとおり、小中一貫教育の推進は飯塚市の教育を必ず向上させると自信を持っておりますので、すべての学校でそのような形ができればとは思いますが、財政的な面だけでない不安要素も多々記載しております通りありますので、今回はこのような計画といたしました。

○永露委員

それではこういうことですか。今回やった以外の、今回4校ですね、それから後6か5、三

中はいずれ合併するから、9と言われていきますね、課長。決めておるんですね。みんな知っています、それ。誰がどこで何を言ったかわかります。9ですから、あと5ですね。できるとすれば5なんです。一貫校が5校なんです。ということは教育長の話ですとこれは先送りされております。だから、これから諸々また教育環境も変わってくるでしょう。そのときになって、やっぱりここはここと一緒に小中一貫校をやるべきだというふうに、もし教育長がおられた場合ですよ、判断されてもできんでは。市長はやりたいけど、それはちょっと無理だと言いますよ。どなたが市長になっておるか知りませんが、そのとき。無理なんです。ですから今ならできると、やろうと思えば今ならできるんですよ。今しかないんです。やるなら。やるなら今しかないんです。ですから、いいじゃないですか、合併特例債のあらかたを学校に使ったっていいじゃないですか、だれも文句言いませんよ。市庁舎なんかほっとけばいいじゃないですか。そんなものに使わなくていいですよ。子どもたちのために使ってくださいよ。使えるんですから、これが不可能なことを言っているんじゃないんです。平成27年度に、こういうのを平成27年度までに4つの小中一貫校を新設しようとしているんですよ、あなた方。私に言わせたら、この4つをやるなら9つやんなさいよと言いたいです。金がないのにやれとか言っているならまた別ですよ。でも、例えばこの合併特例債が終わって、期限が切れた後に、新たにそういうことをやろうとしても、そのときにはもう大体7割ぐらいの持ち出しが要るんじゃないですか。今ならそれが34%で済むと。これをやることにだれか反対するものがありますか。副市長もやれるもんなら、ぜひやりたいという気持ちは持っているでしょう。持っていないですか、副市長。いかがですか。

○副市長

この件に関しましては、確かに私は教育長と基本的には同じようなスタンスと言いますか、そういう認識でおります。ただ質問議員が言われるように、合併特例債の時期じゃないとできないのではないかと、それはもう確かに私もそうだと思います。ただそう言いましても、440億円をぶち込んでしまえば、ぎりぎりどうかという問題でしょうけども、そうは言ってもやっぱり3割ちょっとの負担がでると120億円の一般財源がいるわけです。これを負担することは正直言って、今の財政状況ではですね、それは逆に難しい。

もちろんこの合併特例債は他にも活用しなければならない、例えば浸水対策でできればですね、やはり生命財産を守ると、いろんな優先順位というのがございます。ただすべてこういう、ですから私は上の方にはですね、この合併特例債なり交付税の措置を、これはぜひ民主党の方にも私お願いしておるんですが、あと5年延長してもらえないかというのを、ぜひ市長会とかそういうことを通じてお願いしたいと思っております。

というのはご承知のとおり、合併してやはり4、5年というのは合併市町村の地ならしということで、本格的に政策をするにはなかなか難しい。この齊藤市政の2期目に入ってこういうことが現実的な問題として、施策として現れてきた。であれば合併した市町村にとっては、12年という期間というのはあつという間に来ると。これは私は現役のときから、やめる前からとにかく調整だけで最初の4、5年はかかるだろうと。だから正式にいろんな政策を押しするのは、合併した市町村というのは、やっぱり4、5年目からいろんなことを考えるようになるだろうから、そうなるくと残り期間を考えると、とても10年じゃ短いと。だから、その時から合併特例債なり、交付税の措置を、まあ虫のいい話でしょうけども、合併した市町村自治体は非常に財政が苦しいから合併したわけですから、あと5年ぜひ延長させてもらいたいということ、これはいろんなところで、国の方とか、県の方とかでも私は常々言っておったんですが、これもぜひ可能ならですね、先ほどの話じゃありませんけど、ぜひ市長会あるいはいろんなところを通じてこの延長をお願いして、少しでも特例債を使うためではなくて、有意義に使うために延長させてもらいたいという気持ちは持っております。ですから、この問題については基本的には教育長と同じスタンスに私は立っているつもりでございます。

○永露委員

何か、らしくない発言ですね、あなたも。そういう立場が物言わせるんでしょうね。教育長もそうですけども、教育長とか副市長とか部長とかいうそれぞれの立場がありましようけどね、ここで物を言ってやらんですか、ここで。お互い議員とか副市長とか教育長とかあるまえに一人の人間でしょ。みんな子どもを育てた経験があるんでしょうも。これからの子どもたちを大事にしたいという気持ちも強いんでしょうも。それをやるのに、へちゃこちゃ、へちゃこちゃいろんな屁理屈、私の屁理屈以上に屁理屈をつけて、そんなことでどうするんですか。その気があるならできるんです。あなた、先ほど優先順位とかいう言葉を使いましたが、これが一番の優先なんですよ。私に言わせたら。これ以外のもの、何もない。今の時期にあって。もういっぺん、最後の4行を読んでください。この気持ちでやっていただけんですか。それでもする気はないようですね。ですから、私たちは言っていることは時間が来たら終わるから聞いてくだけ聞いとくましようで終わりでしょうも。何らか私たちが関わることあるんですかね、今のシステムの中ではないでしょう。午前中に終わります。待ってください。

それとね、教育委員会の会議がずっとあっておりますね。直近では6月9日、6月3日、5月25日、この3日間でいわゆる学校再編に関する会議が行われておりますね、課長。まずお尋ねしますが、この三つはすべて公開ですか。9、3、25、公開ですか。公開ならば、お尋ねできますね。この内容についてお尋ねできますね、非公開ならばできませんけども。公開だということを確認しました。そこで5月25日の会議でこれは伊藤主幹ですかね、伊藤主幹が述べられておりますけども、要するに小中一貫校の場所に関して、私はどこどこをどのような形でどこにする、一貫校を建てるというのは基本的には、それは地域の問題もありましようけども、基本的には、ただ子どもたちのためにどうしたらいいのかだけしか考えていないんですよ。それ以外のことは何も考えてないんです。大人とか地域とかいうことは関係ないんです。子どもたちにとってどうしたらいいのかということを考えて、例えばどこどこをどのような形でくっつけて、一貫校をつくるというふうな基本的な考え方を持っていたきたいというふうに常に言うておりました。

私は今もその気持ちは変わりませんが、どこに建てるかということについて伊藤主幹は幸袋、鎮西、穂波という表現をされておりますね。場所を、つくるのに。颯田はいい、颯田はもうある意味も決定事項ですから。颯田、幸袋、鎮西、穂波というふうに、いわゆる地域の平準化というんですか。飯塚市の全体の平均化をしてそういうところに建てたらどうかと、ブロック別という言い方をしておるんですが、まさに本末転倒ですね。どこどこをどのような形でくっつけて、どこに建てるかというのは先ほど言いましたように、子どものことだけ考えればいいんです。子どもにとってどういう形がいいのかということだけ考えてやればいいんであって、そこに何で鎮西とか、穂波とかいう、そういう基準を何で持ってくるんですか。私はそんなこと言うてないですか。言うてないですか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

すみません、ちょっとお答えが違うかもしれませんが
(「委員長」と呼ぶ声あり)

○永露委員

揚げ足取る意味じゃないんですけどね、ここにはっきりとあなたは言うているんですよ。幸袋町とか鎮西村とかいう表現まで使ってね。言うておるんですよ。そのときに、いいんです、いいんですもう、あなた間違いなくそういう表現をされて、そういうことも加味した中での、例えば場所を考えなきゃならんということをやつとるんです。だから私に言わせたらそんなことは全く必要ないということだけ申し上げておきます。部長も不審そうな顔をしていますけどね、後で読んでください。その日にそういう課長答弁に対して委員会のある委員さんが、これはまた良い事いわっしゃるですね、この委員さんはすばらしいと思いますよ。そういう発言を

受けたあとにある委員が地域のために、子どもたちの学校を今の状態のまま残すというのは、本来とは違ふと。地域のためとかね。私がずっと申し上げております地域のためにどうするかということ、本来の趣旨から外れると。そして地域の意見と本当の教育のあり方というのに違いがあつてはならないと。だから、この方は基本的に学校再編のあり方について子どもを中心に考えてくださいということを行っているんですよ。もちろん地域エゴとかいうことも入ってきます。でもね、そんなことに関係なく純粋に子どもたちのためだけを考慮して、学校再編をやるべきだということはこの人は言っているんです。さすが教育者ですね。教育者ですよ。すみません。もうこれ以上言いますとね、6時からがまずくなりますんでやめておきますけども、なんかまだいっぱい言いたいですけどね、またそのときに言いましょか。

だから、今の流れのまま行くと私どもが直接的に関与できない形の中で最終確定までいってしまうんです。素案が案になり、案が外されて決定し、確定する。その間、言いたいことは聞きましょうということでしょうけど、本当にそういう形でね、それはいろんな法的な問題とか何とかあるかもわかりませんがね、本当にそういう形の中でこれが決まっていっていいのかなと思う。ただ、所管の委員会の話を聞くだけで、聞くじゃない、聞き置くだけで決まっていっていいのかなという危惧を持っておるんです。だから幾ら言つたって、私は全市内に小中一貫校をやるべきだと。やるには今しかないということをお願いしました。でもそういう気持ちを幾ら言つたって皆さん方は聞くだけです。聞くだけで終わるんです。そういうことの意味の反映する場が全くないんです。小中一貫をしないという議案なんかでできますか。出てこないでしょ。小中一貫校を建てない議案とかいうのが出てくればやりますよ。そういうことはあり得るでしょうも。小中一貫校を建設しますという議案しか出てこない、ここに。それについては大賛成ですから、先ほど言いましたように。でもそういう形で我々の物言う場所は全くないんですよ。またこういう場が例えばあつてもね、所管事務とか委員会とかあつても反映するか、しないかはわかりませんということだけで終わるんですから。なんかそういう、どういう形でもいいから、何かないかなと思う。

校区の説明会なんか言われましたけどね、問題なしですよ。ほとんど問題なしと思います。要望が出て、これについて、いやそんなのは絶対反対だとかいうことはできません。間違いなく。それは自信を持って言えます。大賛成です。ご迷惑かけていますのでやめます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○田中委員

すみません、1点だけ確認させていただきたいと思いますが、条件つきで今回存続させる小学校が、菰田小学校、内野小学校、高田小学校と3校出ておりますが、その中でこの条件を満たさなければ再編の検討があるということであると思いますが、3ページに書かれていますような条件があるんですが、今後この条件がクリアできるというか、特に内野小学校、高田小学校はかなり生徒数が少ないようございまして、これが今後増加する見込みといたしますか、そういったものはどのように考えてあるのかお尋ねいたします。

○学校施設等再編整備対策室主幹

ここに記載しております3小学校につきましては、各PTA等からも存続要望等も伺っております。その中で地域としても、PTAとしても児童をふやす努力をいたしますということで、特に内野、高田小学校については市内全域から通学を認めているところでございます。そのようなアピールと申しますか、宣伝も十分したいと思つているということで、極端にすぐ減るといふようなことはないというふうを考えております。

○田中委員

内野小学校、高田小学校、市内全域からも通えるようにしているということございまして、これはいつ頃からされているのか、そしてどのくらいの方が区域外から通われているのか。こ

の点はいかがでしょうか。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

○田中委員

質問を変えます。内野小学校はご存知のとおり、交通の関係でそれほど多くないと思いますし、これからもどうかなという気がしますが、私がここで言いたいのは、例えばこの条件を満たさなくなったときに、再編を検討すると書いてありますが、そのときに小学校同士の統合というものもあり得るのでしょうか、この点はいかがですか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

すみません。その前に、ちょっと昨年のデータで申しわけないんですが、先ほどのご質問、ちょっと分かったところがありますので、回答させていただきたいと思います。高田小学校につきましては、全校生徒69名のうち17名が校区外から、それと内野小学校につきましては、これも昨年のデータで申し分けございませんが、42名のうち2名が校区外からというふうになっています。それと市内全域から通学可能になったのが、八木山、内野は平成19年度から、そして高田小学校については平成20年度から全域から通学可能となっております。それと最終的に条件を満たさなかった場合は、隣接する小学校との統合もあり得ると考えています。

○田中委員

わかりました。その中で、隣接する小学校との統合もあり得るということですが、旧筑穂町の大分小学校がありますが、その今大分小学校の前の前の小学校、委員長が通われた小学校だと思えますけど、今隣保館があるんですかね、建っているんですか。その真裏はもう旧穂波町、高田なんですね。そこの方たちっていうのは、高田小学校が例えば統合されて、どこに行くのかな、書いてないですけど、あの、統合されたら当然学校は今の学校よりも、そこら辺にいらっしゃる生徒は遠くなります。ですから大分小学校に行かれるほうが随分近くなると思うんですが、そのようなときには、さっきこの10ページですか、通学区域境の地域は相互に就学校を選択できる、あっそっか、ここは自由選択か。そのようなことも検討をされるという理解でいいですね。

○学校施設等再編整備対策室主幹

今ちょっと具体的に、大分小学校、高田小学校等の校名が出ましたけども、確かに統合することによってかえって遠くなるとか、今まで違う通学校区だったのに近くなるのかという場合がございますので、そういう隣接する地域につきましてはどちらも選べるような制度の採用を検討したいというふうに考えております。

○田中委員

検討するということがございますが、そうなりましたら旧4町というか、その枠を超えてしまうんですね。旧穂波町の方が大分小学校に通われる、そして今度は中学校に上がられるときにその方たちはどっちに行くのか。筑穂中学校に行かれるのか、それとも西中学校に行かれるのか、このような問題もあると思いますが、この辺のところまでは考えてあるのでしょうか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

今言われるような問題は当然ついてきます。それで基本的に言いましたら、今中学校の指定区域制度としておりますが、それ以外にも今現在すでに穂波地区におきましては、自由選択制度を採用しております。そのようなところも合わせまして、今後通学区域審議会等にご意見を伺いながら最終的に決定していきたいというふうに考えております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「文化会館の職員体制並びに事業団改革の進捗状況について」報告を求めます。

○生涯学習課長

平成22年2月25日の市民文教委員会において、資料として提出しておりました飯塚市教育文化振興事業団の改革についての事業団からの文書に関し、その後どのような取り組みがなされたのか、4月からの文化会館の職員体制並びに事業団改革の進捗状況についてをご報告いたします。

文化振興グループにかかわる職員体制につきましては、嘱託職員1名を残してすべて新規職員といたしました。館長においては、文化振興に精通し、また実績のある方を事業団理事会が推薦し、面談の結果、館長として採用することにいたしました。他の職員につきましても、30歳前後の方を中心に、明るく仕事に意欲的な方を採用しております。また事業団の新規職員に関しましても、同様な基準で採用されたものと伺っております。さらに、事業団においては、臨時職員の身分での採用をやめ嘱託職員で採用することとし、事業団の職員であることを自覚させ利用者サービスの向上に向け積極的に対応させるようにしたと伺っております。

次に、現時点での事業団の改革につきましては、さらなる活性化を図るため本年度3名の理事の入れ替えが行われております。これに伴い、事業団では過去、市が直営で運営しているときには取り組んでこなかった実施事業を、本年度は自らが企画実施することとしました。その1つが小学校への出前講座を二プラン実施することです。また中学生を対象にした事業についても現在検討がなされております。さらに白蓮の和歌のメロディー作曲コンクール並びに白蓮の和歌によるソングフェスティバルもあわせて計画されております。次に、施設内での取り組みとしては、インフォメーションへの職員の配置、ポスター等の掲示場所の工夫や館長室を会議室に変更し、館長を職員と同じ事務室に配置して、職員との連携を密に図るようにしました。また、ここ数年実施していなかった施設外での営業活動も4月からはスーパーや事業所などへ繰り出して、チラシを配るなどの取り組みが見られるようになりました。以上簡単ではございますが、ご報告といたします。資料といたしまして、平成22年度の文化会館の職員名簿並びに小学校を対象とした出前講座の案内文書を添付しております。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

○瀬戸委員

何だかんだ物議を醸し出す文化事業団ですが、まずですね、この嘱託の方の民間企業よりと書いてありますが、この方たちはどういう経歴というか、そういうのがわかったら教えてください。

○生涯学習課長

上段のほうに書いてあります。文化振興グループの関係でございましたら、うちのほうで把握しておりますので、そちらでよろしいでしょうか。まず一人継続の女性を外しまして、次、民間企業よりというふうに書いてあります方につきましては、スポーツ施設のほうでインストラクターをされておりました。ただし、その前に東京のほうで劇団に入っていたということを面接のときにおっしゃっておられました。2人目の次の方ですけど、男性の方ですけど、こちらについては清涼飲料水会社に勤務されていたというふうにと伺っております。それから一番下の方ですけど、そこに書いてありますように平成21年度は市の臨時職員として雇用されていた者でございます。

○瀬戸委員

この文化振興グループというのは、これ事業団と、いつできたの、これ。ちょっとわからないですけど。

○生涯学習課長

文化振興グループというのは、生涯学習課の中にございます、平成21年度までは文化振興係というふうに言っておりましたが、平成22年度から組織改編によりまして、グループ制が

生涯学習課のほうに導入されまして、今生涯学習課のほうでは、文化振興グループ、生涯学習図書館グループ、スポーツ振興グループ、生活学校体験グループの、旧来の4係が今グループ制という形で、グループという名前になっておりますのでこういう書き方をさせていただいております。あくまでも直営の市の職員でございます。

○瀬戸委員

いわゆる職員さんってことですね、これ。そうでしょうね、何だろうと思って。そしたら今文化事業団のほうが、あっそうか直営されているわけですね今、じゃあ1つお尋ねしますけどそれで、今回堀内孝雄さんかなんかと呼んであって、公演があるみたいですが、チケットが売れていないと聞いておりますが、その辺どんな状況なんでしょうか。

○生涯学習課長

今月8日の日に、堀内孝雄のコンサートを実施しますが、現在のチケットの売れ行きにつきましては、500枚弱、二日ぐらい前の時点で460枚ぐらいで、現在ここにも書いておりますように、チラシを配布したりとか、事業所のほう、それとか文化協会におられますカラオケをされておるグループあたりにチケットの購入をお願いしているところでございます。

○瀬戸委員

これあの、席数は大ホールだったら1500ぐらい、1200か。のうちの500しか売れていない。ちなみにチケットの金額はおいくらですか。

○生涯学習課長

A席が6,000円、B席が5,000円というふうになっております。

○瀬戸委員

その状況ですね、結局は事業団がやって、直営とか事業団が手伝って状況的に何かこう、運営がうまくいってないと、それ一つとっても運営が上手くいってないんじゃないか。割と堀内孝雄さんといったら人気のある方だから、もうちょっと売れ行きがいいのかなと思っていたら、ちょっと人から聞いたんですけど売れていないと。1,200ぐらいの席ではこれはどうしようも。1つの事業としていろいろ呼び屋としてやったときにですね、公演やったときには中途半端なんですね、はっきり言って。利益につながりにくい。これは嘉徳劇場があったから嘉徳劇場に気を使って1,200席にされたのかもわからんけど、やっぱしほんとに呼び屋をするなら2,000とか2,500の席がないと十分に採算があうようなことはできないと思います。しかし、その中で一生懸命やっていかなくちゃいけない。今度また指定管理者になるまでですね、まあ事業団のほうにまた応募はされてくるんだろうと思いますけど、その辺の連携というか今の文化振興グループ、いわゆる市と事業団の連携でそれ一つさえ上手くいってなければ、次回の指定管理者もとても指定管理者になれるという気がしないんですね。それはどういふような努力を今されているんでしょうか。

○生涯学習課長

現時点でのチケット販売のことですけど、この事業については直営でございますので、市のほうで企画したものでございます。現時点において直営の場合においては、事業団のほうで企画運営しながら、コスモスコモンを中心に事業展開することはできませんので、今年から事業団独自の財源において、先ほど申しました学校への出前講座とか白連の関係のコンクール等、事業団独自の事業として今年から展開されるようになっております。こういうことにつきましても、飯塚市の文化振興を広げる上では、非常に貴重な役割だというふうに思っておりますので、生涯学習課としても全面的に協力支援していきたいというふうに考えております。

○瀬戸委員

文化振興マスタープランには、事業団の位置づけというのが詳しく書いてありますよね。その中で、今市が館は直営しているということはわかっています。しかし、事業団と連携を取ってもう少し事業団を育てるという意味でもね、まあ指定管理者に向けてですよ。何かその辺連

携して話し合いながらやっていくことはできないんですか。

○生涯学習課長

先ほども申したようにいろいろな事業面でも、事業団、それと文化振興グループの職員が一体となって、協力しながら文化会館の運営に関わっているところでございます。

○瀬戸委員

事業団は運営していないからというようなね、今さっき答弁があったのでちょっと言ったんですけど、当然今みたいに協力し合ってやっていると。1,200しか席がないので、そのうちの500とかいうのはね、これもう、8日でしょう、7月の。努力が足りないと思いますよ。全く。私たちもね、秋桜ですか、市報に入ってくる。あれ見てああ、堀内孝雄が来るんだなどいうぐらいはね、気付いていましたけど、その後見ただけで、もう1ヶ月したら忘れてますよね。全然、ステカンがあるわけじゃない。どっかで目にするところもない。文化会館の中には貼ってあるでしょうけど、一般の人が目に触れるところがないんですよ。文化センターとか、図書館に行く人はもしかしたら目に触れるかもしれないけど、何かそういう戦略とか戦術とかが全くなっていないと思うんですけど、そのあたりは何かどういうふうな戦術戦略を立ててやられているんですか。

○生涯学習課長

こういう事業のPRにつきましては、文化会館だけではなく公共施設はもちろんのこと、例えば穂波のジャスコの中にもポスターを飾らせてもらってますし、JRの福北ゆたか線あたりのツリーの広告とか、それとか駅あたりにもポスターを貼って周知しているところでございます。

○瀬戸委員

まあなるべく人の集まる場所にもポスターを貼っていると。しかし、朝、通勤時期に、忙しいときなんかは、ゆっくり眺めていく人もほとんどいないと思いますよね。やっぱりステカンとか、普通やるでしょう。他のところを呼び屋でやるときは、例えば嘉徳劇場でも有名な人が来るときは、ステカンしたりしていますよね。そういうことで、もっと多くの人に周知させるようなやり方を考えてやらないと。また今回もせっかくそういういい人を呼んでも、赤字になるというようなことじゃ、これはね、悪循環だと思うんですよ。ただ、この件、呼び屋だけのことじゃないでしょうけどね、すべてにそういう努力の足りなさが見えるから何回応募してもだめなんじゃないですか。僕はそういうふう感じてるんですよ。

もっとね、今までいろんな、2度ほど指定管理者制度でプレゼンテーションとかあって、いろんなことはあなたたちだったらわかるわけでしょう。文化事業団の人は他のところがわからなくても、特に課長なんかその中に入っているでしょうから、よそがどう提案してきて、これは何でよかったのかというのは十二分にわかってあるはずなんです。だから、そういうのを日ごろから事業団のほうに提供して、ここはああいう提案してきたから、こういうふうやってみよう。あそこはこういう提案して、ここは審査委員から高い評点を受けたからこういうことも事業団で今のうちにやってみようとかね。やっぱり計画を立てて取り組んでいかないとこのままじゃ育ちませんよ。そしたら事業団をどうするのか、廃止するかとか、また話にね、つながっていくようなことで、でも先ほどどのようにマスタープランの中にはしっかりとした事業団の位置づけが書いてあります。だから、しっかり今からそういうところも含めて計画を立てて、戦術を練って事業団を育てるという意味でも一つ一つ、呼び屋のことだけじゃなくてやっていただきたいと、これは要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「第29回

飯塚新人音楽コンクールについて」報告を求めます。

○生涯学習課長

第29回飯塚新人音楽コンクールの結果につきまして、ご報告いたします。コンクールはピアノ部門と声楽部門で開催され、予選が5月3日から5日までの3日間にわたり行われました。本年度はピアノ部門に54名、声楽部門に44名の申し込みがあり、審査の結果、ピアノ部門18名、声楽部門14名の32名の方々が本選出場の資格を獲得されました。先月6日に行われました本選では、予選通過者は存分にその実力を発揮し、素晴らしい演奏が繰り広げられ、審査の結果、別紙資料の方々が入賞されました。また、予選から本選まで参加者には飯塚方式と評されておりますボランティア団体による心のこもった運営に大変感謝され、喜んでいただいております。なお今後の予定でございますが、10月23日、土曜日に本選通過者を招いて、コスモスコモンで招待演奏会を開催する予定となっております。以上簡単でございますが報告といたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

私どもにもチケットが毎回送っていただいているんですが、入場者数というのは大体どのくらいあるんでしょう。

○生涯学習課長

一般入場者でございますが、予選、本選合わせて延べ1,200人でございます。例年と同じような数になっております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「颯田体育館でのバレーボール準備中の事故について」報告を求めます。

○生涯学習課長

颯田体育館でのバレーボール準備中の事故についてご報告いたします。この事故は平成22年6月17日、午後7時ごろ発生したものでございます。事故の発生した状況でございますが、バレーボールの練習をするため、クランクを回しながらネットを張っていたら、ネットのワイヤーが切れ、その弾みで手にしていたクランクで額を強打し、けがをされたものでございます。けがをされた方は60歳代の女性の方でございます。

この事故の原因は、市の管理備品であるバレーボール用ネットの管理が不十分であり、ワイヤーの損耗に気付かず、貸し出しを行ったことが原因でございます。けがの状況でございますが、額を5針縫うけがでございました。現在は抜糸も通院も完了いたしております。

この事故につきましては、被害者の方には全く過失がないことから、治療費につきましては全額市が負担することになります。また、慰謝料等の費用に関しましては、今後当事者と協議していくように考えております。

今後このような事故が二度と起きないように事故後、他の体育館のバレーボールネットの点検を実施いたしました。ワイヤー部分を直接目視しての点検が難しかったので、古いネットにつきましてはすべて撤収し、新しいネットを新規購入するようにしております。以上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「山王山古

墳の発掘調査について」報告を求めます。

○文化財保護課長

山王山古墳の発掘調査についてご報告いたします。本年2月から発掘調査を行ってまいりました本市西徳前の山王山古墳について、調査の結果、文化財として貴重な装飾古墳であることが判明いたしましたのでご報告いたします。

市内で装飾古墳が見つかったのは、川島の川島古墳、佐与の城腰横穴墓に次いで3例目であります。この古墳は直径18メートルの円墳で、古墳時代後期の6世紀末から7世紀初めに築造され、花こう岩で組んだ横穴式石室があります。石室の内部は幅、奥行き、高さとも2メートル余りでありまして、奥壁には、直径15センチの円形の文様が14個あります。岩の表面を棒状のものでたたきくぼめて、文様を浮かび上がらせる「敲打技法」と呼ばれる類例の少ない、珍しい方法で描かれております。この技法を用いた装飾古墳は、有明海沿岸や筑後川流域で数例確認されておりますが、遠賀川流域では初めての発見であります。また、巨石で作られた石室内からは、ガラス玉や金と銀の耳飾り、馬具、須恵器の破片など珍しい資料が発見されました。この古墳は、有明海沿岸や筑後川流域と交流があった有力者の墓と推定され、歴史上、学術上価値の高い古墳と考えられます。

6月12日に現地説明会を開催したところ、市内外から169名の見学者があり、多くの方の関心を集めております。石室は一旦埋め戻し保存いたしますが、今後、本市の文化財保護審議会の意見を聞きまして、文化庁、県文化財保護課と保存方法、及び文化財の指定につきまして、協議を行う予定でございます。以上でご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

私家が近いので、場所の確認なんですが、西町の旧通りから右に上りますね。上って行って、左側がもと文化センターの駐車場があって、それから小学校に下りかけた右側のほうですか。人のおうちがある門の右側の、あれ、私たち小学校のときから見ていたけど、今ごろなってますか、これ。なんで。前からあったですよ、あれ。今頃になって発見した。

○文化財保護課長

古墳については、地元の方は多分知ってあった方もおられると思います。ただですね、これ、調べましたら大正の頃から既に穴があいているということで、古墳ということは知られておりましたけど、正式な学術調査というのを行っておりませんでしたので、内部には深さ50センチほど土が溜まっておりまして、そういうものを除きますと今報告いたしましたような壁画とかですね、副葬品がたくさん出てたということで、改めて価値のある古墳であるということが確認されましたので、ちょっと報告をしているところでございます。

○瀬戸委員

入って石室が見えるじゃないですか。真正面の、あれだけなんですか。あの広さ。あの下に何かあるとか、あの先に何かあったとかじゃない。あの広さ…早く手を入れておけばよかったのにね、俺たちは隠れ用にしたりとか、隠れたりとか入って石削ったりとか、壁削ったりとかしよったけど、そりゃもったいなかったね、いいですもう。

○委員長

他に質疑はありますか。質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「工事請負契約について」報告を求めます。

契約課長。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします5件の工事は、小・中学校の大規模改造工事でございます。この

うち4件の入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、建築一式工事のI等級に格付けされる要件等を決定し、5月14日に入札公告を行い、6月1日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、資料1ページをお願いいたします。立岩小学校大規模改造（その1）工事につきましては、16者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1917万1850円、落札率84.99%でみぞえ住宅が落札しております。次に、資料2ページをお願いします。立岩小学校大規模改造（その2）工事につきましては、15者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1600万9250円、落札率84.99%で江藤工産が落札しております。次に、資料3ページをお願いします。筑穂中学校大規模改造（その1）工事につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1288万3400円、落札率85.00%で曾根組が落札しております。次に、資料4ページをお願いします。筑穂中学校大規模改造（その2）工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6094万950円、落札率84.99%で大和興業が落札いたしております。

以上4件の建築一式工事の入札につきましては、それぞれ2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

次に、資料5ページをお願いします。立岩小学校大規模改造（機械設備・その1）工事につきましては、6月8日に16者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5712万円、落札率92.45%で平山設備が落札いたしております。以上簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

これ当然最低価格を設定してありますよね。それ今言われた2社応募があったというのは、最低価格で2社しかなかったということですか。それでその2人にくじ引きさせたと。そういうことですか。

○契約課長

すみません説明が悪くて。大規模改造建築工事1件目から4件目につきましては、16社、15社、14社、13社で入札を執行いたしております。すべて最低制限価格ですべて抽選で決定いたしております。一番最後の案件だけは、抽選には至っておりません。5件目の機械設備につきましては抽選ではございませんでした。

○瀬戸委員

これは84.99%が最低制限価格、85%が、84.99%と85%がありますね。この0.1%の差は何か、どういうことでしょうか。

○契約課長

予定価格に対しまして、最低制限価格、最低制限価格につきましては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、こういったものを勘案いたしまして設定いたしております。こういった中で、予定価格に対して勘案いたしましたときに、予定価格の端数、1000円未満等の端数の関係の処理で85%丁度、たまたま丁度という設定になったものということでございます。

○瀬戸委員

最後の、これは機械設備工事ですか。水道工事か機械設備工事なんでしょうけど、これね、92.45%でおそらく5千万円ですから最低価格を引いてあると思うんですよね。92.45%って、非常にまれ、この頃のこの入札結果ではまれに見る数字の高さですけど、談合をされてる可能性が私は十二分にあるんじゃないかと。業者同士で話し合っ、もう最低価格で

行かんぞと。これから機械設備、水道工事あたりは、見守っていきたいと思いますけど、その可能性があるということをちょっと指摘しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。